



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月7日金曜日 第192号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 1

地域手当に関する規則の一部を改正する規則..... 2

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1047

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月7日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条 職員給与条例第19条第1項後段又は教育職員給与条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつたもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからオまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職し</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条 職員給与条例第19条第1項後段又は教育職員給与条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつたもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ <u>日本郵政公社の職員</u></p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ <u>日本郵政公社の職員</u></p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからカまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職し</p>

た期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の95.5以上100分の155以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の121.5以上100分の195以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の85以上100分の95.5未満(特定幹部職員にあつては、100分の108以上100分の121.5未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の74.5(特定幹部職員にあつては、100分の94.5)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の74.5未満(特定幹部職員にあつては、100分の94.5未満)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の155とする。

3 省略

第14条の2 省略

2 前条第3項の規定は、前項第3号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

た期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の111以上100分の185以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあつては、100分の101以上100分の111未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71(特定幹部職員にあつては、100分の91)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満(特定幹部職員にあつては、100分の91未満)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の145とする。

3 省略

第14条の2 省略

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1048

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月7日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<p>附 則</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の12とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支給割合</td> <td style="width: 50%;">支給地域</td> </tr> <tr> <td>100分の14.5</td> <td>省略</td> </tr> </table>		支給割合	支給地域	100分の14.5	省略	<p>附 則</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の12とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支給割合</td> <td style="width: 50%;">支給地域</td> </tr> <tr> <td>100分の14</td> <td>省略</td> </tr> </table>		支給割合	支給地域	100分の14	省略
支給割合	支給地域										
100分の14.5	省略										
支給割合	支給地域										
100分の14	省略										

省略

省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地域手当に関する規則附則第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。